

研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月、文部科学大臣決定)を踏まえ、公益財団法人野口研究所(以下、研究所)における職員全員に研究倫理を周知徹底させるため、本規程を策定する

(適用範囲)

第2条 この規程は公的研究費の管理・運営については「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月、文部科学大臣決定)に準拠する。
また、この規程における公的研究費とは各省庁および各省庁が所管する独立行政法人等から預託される競争的研究資金や公的機関からの受託研究費、共同研究費をいう。なお、競争的研究資金の応募については、研究所の研究部に所属する所員並びに出向者がその資格を有するものとする。

(定義)

第3条 この規程において「研究上の不正行為」とは、ねつ造、改ざんおよび盗用のほか、二重投稿や不適切なオーサーシップを含めた、研究者倫理に反する不適切な行為をいう。

- (1) ねつ造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (2) 改ざんとは、研究資料・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果を真実でないものに加工することをいう。
- (3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、用語を、該当研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。
- (4) 研究上の不正行為とは研究の計画、実施、研究結果の発表等における、故意又は研究者としてわきまえる基本的な注意を著しく怠ったことによるねつ造、改ざんおよび盗用並びに研究者の行動規範や社会通念に照らして、研究者倫理から逸脱の度合いの程度が甚だしいものをいう。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止にも努めねばならない。

2. 研究者は研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を定期的に受講しなくてはならない。
3. 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料を一定期間(発行日より15年)適切に保存・整理し、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究所の責務)

第5条 研究所は健全な研究環境を形成するため、次に掲げる事項の充実に努める。

- (1) 実験ノートや研究資料等が個人の私的記録ではなく、研究所に帰属して研究所が管理すべきものであること及び、実験ノート等の適切な記載方法に関して指導すること。
- (2) 実験ノートや研究資料等を一定期間（発行日より15年）保管するための体制を整備する。
- (3) 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究活動に関わる者を対象に、定期的に研究倫理教育を実施する。

(研究所の体制)

第6条 研究所全体を統括し、不正の防止および適正な運営管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2. 最高管理責任者は、コンプライアンス統括責任者である理事長がこれにあたる。
3. コンプライアンス委員会は、最高管理責任者が設置する理事長がその業務を遂行する。
4. 総務部は、本規程およびコンプライアンス規程に基づき事務を運営管理する。

(研究倫理教育責任者)

第7条 研究所における研究倫理の維持および向上について責任を有する者として、研究倫理教育責任者を置く。

2. 研究倫理教育責任者は最高管理責任者である理事長の指名により選任する。
3. 総務部は、この規程に基づき研究倫理教育責任者の事務を補佐する。

(不正防止推進部署)

第8条 研究活動の不正防止を推進する部署として、不正防止推進部署を置く。

2. 不正防止推進部署は、コンプライアンス委員会とする。
3. 不正防止推進部署の長は、研究所全体の観点から実態を把握・検証し、関係者と協力して不正行為の防止を推進する。

(通報・相談窓口の設置)

第9条 不正に関する通報および相談を受ける窓口は、コンプライアンス規程第5条に基づきコンプライアンス担当部署の総務部が行う。

2. コンプライアンス担当部署の総務部はコンプライアンス規程第8条のコンプライアンス・ホットラインによって通報・相談が出来る窓口の体制を整備する。
3. 研究所は通報・相談の内容および通報者の秘密を守るため適切な方法を講じ、コンプライアンス規程第8条の②に基づいてこれを保護しなければならない。

(不正行為に関する調査)

第10条 最高管理責任者は、第9条第2項の通報・相談を受け、調査が必要と判断した

場合は、不正防止推進部署に命じて不正行為における調査を行うものとする。不正防止推進部署は、最高管理責任者の命ずる趣旨に従い、不正行為の有無及び内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額について、ただちに調査を行い、報告しなければならない。また、必要に応じて調査委員会（含む顧問会計士、顧問弁護士）を設置し調査を行うものとする。

（不正行為に関する調査報告）

第11条 不正防止推進部署である総務部は、第8条に基づく不正行為に関する調査実施状況および結果をすみやかに最高管理責任者に報告しなければならない。

（不正行為に対する措置）

第12条 第10条の調査の結果、不正行為があったと認められる場合は次の措置を取るものとする。

- （1） 役員に不正行為があったと認められる場合、理事長はその違反の程度に応じ、必要な措置を厳正に行う。
- （2） 所員に不正があったと認められる場合は、就業規則の定めるところにより、必要な措置を厳正に行う。
- （3） 研究所の外部者による不正行為があったと認められる場合は、必要に応じて損害賠償請求又は告訴する。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は常任理事会により行う。

改訂履歴

改訂日	理由／内容
2020年 1月 1日	制定
2020年 3月 1日	一部改訂